

平成22年3月25日

理事会承認

学校法人君津学園危機管理規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人君津学園教職員行為規範基本規則第10条第3項の規定に基づき、学校法人君津学園(以下「学園」という。)において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、学園の学生、生徒及び幼児並びに教職員及び保護者等その関係者の安全を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすための行動準則を定めることを目的とする。

(危機管理の対象)

第2条 前条の目的を達成するため、この規則に定める危機管理の対象とする事象(以下「危機事象」という。)は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 学園の研究教育活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学園の学生、生徒及び幼児並びに教職員及び保護者等その関係者の安全に係わる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きな事象
- (5) 学園に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) その他、前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事象

(危機管理のための理事長等の責務)

第3条 理事長は、学園における危機管理を統括する責任者として、学園の危機管理体制の充実に努めるものとする。

- 2 副理事長並びに学長、校長及び園長は、理事長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。
- 3 副学長、副校長及び副園長は、当該学校における危機管理の責任者として、学園全体の危機管理と連携を図りつつ、当該学部の危機管理体制の充実に努めなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第4条 理事長及び副理事長並びに学長、校長及び園長は、危機管理に関する資料の配布、研修の実施等により、学園全体及び各学校における日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 理事長及び副理事長並びに学長、校長及び園長は、法令及び関係する学園規則等に従い、学園の学生、生徒及び幼児並びに教職員及び保護者等その関係者が学園に起因する危機事象により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長並びに学長、校長及び園長は、危機管理に当たり、学園の学生、生徒及び幼児並びに教職員及び保護者等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものと

する。

(危機管理員)

第5条 理事長の下に危機管理員を置く。

2 危機管理員は、理事長の指揮の下に、学園全体として対処が必要な危機管理に当たる。

3 危機管理員は、次の各号の者をもって充てる。

(1) 副理事長及び常勤の理事

(2) 学長、校長及び園長並びに副学長、副校長及び副園長

(3) 学部長、学科長、教務部長及び学生部長

(4) 法人事務局長、総務部長、経理部長、管理部長並びに企画室長

(5) その他理事長が指名する者

(危機に関する通報等)

第6条 教職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、遅滞なく、危機管理員に通報しなければならない。

2 危機管理員は、前項の通報を受け又は自ら危機事象が発生若しくは発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちに理事長に報告するとともに、当該危機事象の状況を確認し、理事長から対処方針について指示を受けるものとする。

3 前項の規定による理事長への報告が受けられず又は指示を与えられなかったときには、前条第3項第1号に規定する者がその業務を行うものとする。第1号に規定する者が行えなかった場合には第2号に規定する者が、第1号及び第2号に規定する者が行えなかった場合には第3号に規定する者が、第1号、第2号及び第3号に規定する者が行えなかった場合には、第4号に規定する者がその業務を行うものとする。この場合において、第3項各号に規定する者については、その記載の順序により担当者を決するものとする。同順位の方が複数在職する場合には、学園に勤務した期間の長い者を先順位とする。

(対策本部の設置)

第7条 理事長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、直ちに当該危機事象に係る対策本部を設置するものとする。

2 対策本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 本部長 理事長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

(2) 副本部長 危機管理員の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部長 危機管理員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

3 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の業務)

第8条 対策本部の業務は、次のとおりとする。

(1) 危機事象に関する情報の取得、管理

(2) 対応策の検討、決定、実施

(3) 主務官庁との連絡

(4) 報道機関への対応

(5) 再発防止策の検討、決定、実施

(対策本部の権限)

第9条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならない。

2 対策本部は、教職員に対し、危機事象に対処するために必要な指示を行い、教職員はこれに従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象への対処に当たり、理事会の審議その他学園の規則等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合、対策本部は、危機事象の対処の終了後、遅滞なく、対処の経過を理事会に報告しなければならない。

(各学校における危機への対処等)

第10条 学長、校長又は園長は、危機事象が当該学校のみに係る場合であって、当該学校限りで対処することが適切と判断するときは、その内容、対処方針等を理事長に報告し、了解を得て、当該学校限りで対処することができる。この場合において、学長、校長又は園長は、随時、危機事象への対処の状況等を理事長に報告しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第12条 清和大学防災規程及び清和大学短期大学部消防計画は、この規則に基づく火災予防及び火災発生時の業務マニュアルとみなすものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。